

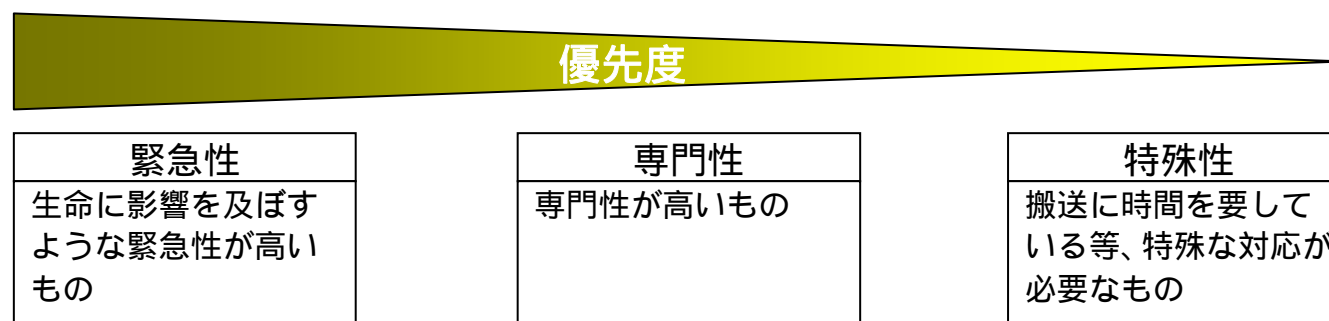
## 第2 実施基準の内容

### 1 医療機関の分類基準（法第35条の5第2項第1号）

傷病者の心身等に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するため、医療機関を分類する基準（以下、「分類基準」という。）を次のとおり定める。（P6・別紙1参照）

#### (1) 基本的な考え方

救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にある傷病者を搬送するものであることから、この基準は、傷病者の生命の危険の回避や後遺症の軽減などを図るため、優先度の高い順に緊急性、専門性及び特殊性の3つの観点から分類することとし、今回は緊急性、専門性の高い症例を分類する。



#### (2) 緊急性

生命に影響を及ぼすような緊急性が高いもので、「重篤症例」及び「症状、病態等によって重症度・緊急度の高い症例」を区分して定める。

##### ア 重篤

特に重症度・緊急度が高く、生命への影響が極めて大きい内因性・外因性の重篤症例（CPAを含む）の傷病者は、救命救急センター（三次救急医療機関）への搬送を基本とする。ただし、当該医療機関へ搬送するのに相当の時間を要する場合は、搬送時間等を考慮し、これに準ずる二次救急医療機関若しくは地域の中心的な医療機関（以下、「基幹病院」という。）へ搬送することもできるものとする。

重篤度については、主訴・現病歴等を状況聴取するとともにバイタルサインを観察し、総合的に判断するものとする。

#### 〔バイタルサインの観察〕

意識：JCS100以上                      呼吸：10回/分未満又は30回/分以上    呼吸音の左右差    異常呼吸  
脈拍：120回/分以上又は50回/分未満                      血圧：収縮期血圧90mmHg未満又は収縮期血圧200mmHg以上  
SpO<sub>2</sub>：90%未満  
1 外傷症例の場合、解剖学的評価、受傷機転も評価する。  
2 妊産婦及び乳幼児の場合は、それぞれの観察・判断基準」を参照。

#### イ 症状、病態等によって重症度・緊急度の高い症例

##### 脳卒中が疑われる症例

脳卒中については、治療が開始されるまでの時間が予後に大きく影響を及ぼすことが考えられ、さらに、脳梗塞については、発症後速やかに治療を開始することが重要であることから、t-PA治療の可能な医療機関へ搬送することを基本とする。ただし、当該医療機関へ搬送するのに相当の時間を要する場合はこの限りではない。

##### 循環器疾患(大動脈解離・急性冠症候群)が疑われる症例

胸・背部痛の症状がある傷病者で脈拍や血圧の左右差や上下差が認められる場合は、大動脈解離が疑われることから、血管外科を併設する循環器急性期医療機関へ搬送することが望ましい。当該症例を含め循環器疾患の疑いと判断される場合は、循環器(内科)のある救急医療機関へ搬送することを基本とする。ただし、当該医療機関へ搬送するのに相当の時間を要する場合はこの限りではない。

#### (3) 専門性

専門性が高いもの。

##### 重症度・緊急度の高い小児・乳幼児症例

小児や乳幼児は、病状が急変する可能性が高く、傷病者自身が病状や経過を正確に伝えられないため事態の把握が困難であり、また、後遺症を残す可能性のある急性疾患もある。

以上のことを踏まえ、重症度・緊急度の高い小児・乳幼児症例では、内因性疾患と外因性疾患に区分するほか、内因性疾患においては、在胎36週未満の新生児等未熟児の場合の医療機関を区分して受入医療機関を選定することとする。ただし、当該医療機関

へ搬送するのに相当の時間を要する場合はこの限りではない。

〔小児・乳幼児のバイタルサインの観察〕

意識：JCS100以上  
呼吸：新生児：30回/分未満又は50回/分以上  
乳児：20回/分未満又は30回/分以上  
幼児：20回/分未満又は30回/分以上  
：呼吸音の左右差  
：異常呼吸  
脈拍：新生児：100回/分未満又は150回/分以上  
乳児：80回/分未満又は120回/分以上  
幼児：60回/分未満又は110回/分以上  
血圧：新生児：収縮期70mmHg未満  
乳児：収縮期80mmHg未満  
幼児：収縮期80mmHg未満  
SpO2：90%未満  
新生児の場合、出生後5分以上のApgar Score7点以下

重症度・緊急度の高い妊産婦症例

重症度緊急度の高い妊産婦は、妊婦及び胎児の両者に対応する必要がある場合があり、また、妊産婦特有の疾病があることから、産科・周産期対応可能な二次救急医療機関又は地域の基幹病院へ搬送することを基本とする。

また、脳卒中疑いがある妊産婦には、脳卒中疑いに対応できる医療機関へ搬送することを基本とする。ただし、いずれの場合も当該医療機関へ搬送するのに相当の時間を要する場合はこの限りではない。

# 分類基準（法第35条の5第2項第1号）

